

令和7年1月7日

利用者各位

豊明市教育委員会 生涯学習課

豊明市福祉体育館指定管理者
シンコースポーツ中部株式会社

施設使用料差額の還付手続きについて（お知らせ）

平素より、豊明市福祉体育館の利用において格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月30日付でお知らせしましたとおり、福祉体育館の専用利用区分及び勅使会館（和室）の施設使用料の一部について、誤って条例の規定を超えた料金を設定・徴収していたことが明らかになりました。改めて深くお詫び申し上げます。

つきましては、還付手続きの詳細を下記のとおりご案内いたします。お手続きにご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 還付手続き開始日

令和7年1月15日（水）午前9時から

2. 還付対象

令和6年4月1日利用分から令和6年11月30日までに支払いをした利用分

3. 還付方法

各対象施設窓口にて現金

4. その他

ご本人確認のため、お持ちの方は下記の書類をご持参ください。

●利用許可書及び領収書 ●利用登録証

※お持ちいただかなくても手続きは可能です。

以上